

## ★上場株式等の相続税評価の見直し等について（改正要望）

平成28年9月6日、財務省のホームページにて各省庁からの平成29年度税制改正要望が公表されました。その中でも、金融庁の要望している上場株式等の相続税評価の見直しに関しては昨年度から引き続き出ている要望であり、また今後の保有資産のあり方に少なからず影響を与える内容となっているため、今回ご案内いたします。（塚越 康仁）

## ◎上場株式等の相続税評価方法（現行制度）

上場株式等の相続税評価額は、原則として、次の価額で評価することとされています。

①～④のうち最も低い価額 (1株当たりの金額)	① 課税時期(相続開始日又は贈与日)の最終価格
	② 課税時期の月の毎日の終値の平均額
	③ 課税時期の前月の毎日の終値の平均額
	④ 課税時期の前々月の毎日の終値の平均額

## ◎現行制度の問題点

土地や建物などの場合、実際の取引価格は個別性が強く価格変動リスクが大きいと考えられています。そのため、それぞれ取引価格としての時価より一般的に低いとされている路線価や固定資産税評価額を基に算定することで、価格変動リスクが評価額に反映されます。

一方、上場株式等は上記方式により現在でも評価の安全性について一定の考慮はされているものの、相続開始時から遺産分割協議等を経て譲渡可能になるまでの間に時差があるにも関わらず、相続時から納付期限までの間（10カ月）の価格変動リスクが相続税評価額に反映されていません。

資産の例	評価額	価格変動リスク
預貯金	相続開始時の残高(100%)	なし
土地	路線価(取引価格の80%程度)	あり
建物	固定資産税評価額(取引価格の70%程度)	あり
上場株式等	上記現行制度(100%)	あり

問題点

## ◎金融庁の要望まとめ

上記問題点等を鑑み、金融庁から次の事項が平成29年度税制改正要望として提出されました。

<改正要望事項>

- ① 上場株式等が処分可能となるまでの間の価格変動リスクを約10%と見積もり、相続税評価額に反映させること
- ② 著しく価格の下落した上場株式等の評価の特例を設けること
- ③ 上場株式等の物納の順位を第一順位(国債や地方債、不動産等)の資産と同等とすること

現時点では上記内容はいまだ『要望』の段階ですが、本見直しが行われれば、上場株式等を所有する方への朗報となりそうです。

12月に発表が予定されている平成29年度税制改正大綱が待たれるところです。